

三重県観光振興条例（仮称）骨子案・修正版の概要

平成23年6月21日

【前文】（三重県の特徴（歴史的背景）、観光振興の意義、観光振興の必要性、制定に向けた決意）

【目的（第1条）】

本県の観光の振興に関する「基本理念」、「観光振興に関する施策の基本となる事項」を定め、「県の責務、市町等の役割」を明らかにすることにより、施策を総合的かつ計画的に推進し、「県民生活の向上」及び「本県の経済の発展」を図る。

【定義（第2条）】

「観光資源」 自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他観光の振興に資する資源

「観光行動」 県民が、県内各地域の観光地を訪れる観光旅行を行うこと

「誘客」 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内各地域の観光地に誘致すること

※その他「観光事業者」、「観光関係団体」、「県民等（県民、観光事業者及び観光関係団体）」の用語を定義づけ

【基本理念（第3条）】

観光振興に関する施策は、以下の事項を基本として行われるものとする。

○県、市町、県民、観光事業者及び観光関係団体それぞれの役割に応じた相互の連携が確保されること

○地域における創意工夫を生かした主体的な取組が尊重されること

○観光旅行者の満足度の向上が図られること

○本県の観光資源が有する魅力を有効に活用して県内外からの観光旅行が促進されること

○県内の観光資源を充実させ、かつ次世代に継承が図られること

○地域の生活環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られること

【観光振興に関する役割等（第4条～第8条）】

県（責務）

○基本理念に則り、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し実施する。
○市町、県民等が相互に連携して観光振興に取り組めるよう必要な調整及び支援を行う。

県民（役割）

○基本理念に則り、観光に対する関心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努める。

観光事業者（役割）

○基本理念に則り、事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努める。
○県、市町、観光関係団体、地域における他の事業者との連携協力を努める。

観光関係団体（役割）

○基本理念に則り、地域における観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入体制の整備等に取り組むよう努める。
○県、市町その他の関係者との連携協力を努める。

市町（役割）

○基本理念に則り、当該市町の特性を生かした観光振興に関する施策を策定し実施するよう努める。

【基本的施策（第9条～第20条）】

国内外に対する観光宣伝活動の強化

- 三重県の魅力に関する情報提供の充実強化
- 観光旅行者の来訪及び滞在の促進
- 外国人観光旅客の来訪の促進
- 広域的な連携

魅力ある観光地の形成及び人材の育成

- 地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成
- 観光の振興に寄与する人材の育成
- 新たな観光旅行の分野の開拓
- 観光行動の促進

観光旅行を促進するための環境の整備

- 観光地における良好な景観の形成
- 観光旅行者の利便の増進
- 観光旅行の安全の確保
- 交通基盤の構築

【施策の推進（第21条～第24条）】

【基本計画】 施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画（基本的な方針、主要な目標等）

【統計の整備】 観光に関する情報収集、動向調査及び分析等による統計整備、市町及び県民等への公表

【推進体制の整備】 市町及び県民等との連携・協働により施策を推進するために必要な体制の整備

【財政上の措置】 施策を実施するために必要な財政上の措置

【三重県観光審議会（第25条～第31条）】

本県の観光に関する重要な事項その他の知事が必要と認める事項について調査審議する。

三重県観光振興条例（仮称）骨子案・修正版

平成23年6月21日

前文

私たちの郷土三重県は、伊勢国、志摩国、伊賀国及び熊野川以東の紀伊国と呼ばれた地域で構成され、豊かな自然に恵まれ、人々が生活するのに理想的な地として、古くから「^{うま}美し国」と呼ばれてきた。また、本県は、縦横に発達した街道交通の要衝として、人々の出会い、及び情報、文化等の交流の場を形成してきた地であり、行き交う人々に対するもてなしの心を今に伝えてきた地でもある。

観光は、その地に住む人々が先人から受け継いだ自然、歴史、文化等を大切に守りながら、自らの地域の個性を磨き上げ、かつ地域の存在価値を確立させる過程を通じ、郷土への誇りと愛着を育むことのできる社会の実現に寄与するものである。さらに、観光産業は、多様な事業の分野における特色ある事業活動によって構成されることから、その経済的波及効果は広範囲にわたり、地域における雇用を創出し、地域経済を力強いものとするに對しての県民の期待は大きい。

しかしながら、観光を取り巻く環境は、全国各地の観光地間競争が激しくなる等厳しさを増している。県内各地域の観光地が訪れる人々を魅了し、かつこれからも選ばれるためには、国内外に対する観光宣伝活動の強化、魅力ある観光地の形成及び人材の育成、観光旅行を促進するための環境の整備等観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進することが重要である。そして、豊かで文化的な県民生活を実現する上で観光が重要な役割を果たすとともに、観光産業を本県の経済を牽引する産業として確立させ、及び大きく育てていくことが必要である。

このような考え方に立って、県、市町、県民、事業者及び関係団体が協働して、本県の観光の持続的な発展に向けて取り組むため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本県の観光の振興に関し、基本理念を定め、及び県の責務、市町の役割等を明らかにするとともに、観光の振興に関する施策の基本

となる事項を定めることにより、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって県民生活の向上及び本県の経済の発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 観光資源 自然、歴史、伝統、文化、食、産業、人材その他の観光の振興に資する資源をいう。
- (2) 観光事業者 観光に関する事業を営む者をいう。
- (3) 観光関係団体 観光事業者で組織される団体その他の観光に関する事業を行う団体をいう。
- (4) 県民等 県民、観光事業者及び観光関係団体をいう。
- (5) 観光行動 県民が県内各地域の観光地を訪れる観光旅行を行うことをいう。
- (6) 誘客 観光旅行者の来訪意欲の増進を図り、県内各地域の観光地に誘致することをいう。

(基本理念)

第3条 観光の振興に関する施策は、県、市町及び県民等のそれぞれの役割に応じた相互の連携が確保されるとともに、本県の観光資源が有する魅力を有効に活用して県内外からの観光旅行が促進されることを旨として講ぜられなければならない。

- 2 観光の振興に関する施策は、地域における創意工夫を生かした主体的な取組が尊重されるとともに、県内の観光資源を充実させ、かつ次の世代に継承が図られることを旨として講ぜられなければならない。
- 3 観光の振興に関する施策は、観光旅行者の満足度の向上が図られるとともに、地域の生活環境の保全と観光旅行を促進するための環境の整備との調和が図られることを旨として講ぜられなければならない。

第2章 観光の振興に関する役割等

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

- 2 県は、市町及び県民等が相互に連携して観光の振興に関する取組を行うことができるよう必要な調整及び支援を行うものとする。

(市町の役割)

第5条 市町は、基本理念にのっとり、当該市町の特性を生かした観光の振興に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

(県民の役割)

第6条 県民は、基本理念にのっとり、観光に対する関心及び理解を深め、魅力ある観光地の形成に積極的な役割を果たすよう努めるものとする。

(観光事業者の役割)

第7条 観光事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、観光旅行者の満足度の向上に努めるものとする。

- 2 観光事業者は、県、市町、観光関係団体及び地域における他の事業者との連携協力を努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第8条 観光関係団体は、基本理念にのっとり、地域における観光事業者間の連携の促進を図りつつ、観光宣伝活動の実施、観光旅行者の受入れの体制の整備その他の観光の振興に関する取組に努めるものとする。

- 2 観光関係団体は、前項の取組を行うに当たっては、県、市町その他の団体との連携協力を努めるものとする。

第3章 観光の振興に関する基本的施策

第1節 国内外に対する観光宣伝活動の強化

(三重県の魅力に関する情報提供の充実強化)

第9条 県は、本県の魅力に関する情報提供の充実強化を図るため、印刷物、情報通信技術その他の媒体を活用し、県内の観光資源が有する魅力に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の来訪及び滞在の促進)

第10条 県は、国内の観光旅行者の来訪及び滞在の促進を図るため、観光旅行者の需要の高度化に対応した旅行商品の開発等誘客活動の実施等に必要な施策を講ずるものとする。

(外国人観光旅客の来訪の促進)

第11条 県は、外国人観光旅客の来訪の促進を図るため、本県の歴史、伝統、文化等を生かした海外における誘客活動の実施、外国人観光旅客の受入れの体制の整備等に必要な施策を講ずるものとする。

(広域的な連携)

第12条 県は、観光の振興に関する取組の広域的な連携を図るため、本県及び他府県等が有する観光資源を広域的に連結させた観光宣伝活動の実施、県内の観光地間の交流の促進等に必要な施策を講ずるものとする。

第2節 魅力ある観光地の形成及び人材の育成

(地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成)

第13条 県は、地域の特性を生かした魅力ある観光地の形成を図るため、県内の観光資源の維持、保全、育成及び開発等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第14条 県は、観光の振興に寄与する人材の育成を図るため、観光事業に従事する者及び観光の振興に意欲を有する者の知識及び能力の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(新たな観光旅行の分野の開拓)

第15条 県は、新たな観光旅行の分野の開拓を図るため、自然体験活動、農林漁業に関する体験活動等を目的とする観光旅行その他の多様な観光旅行の普及等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光行動の促進)

第16条 県は、観光行動の促進を図るため、県内の観光資源に関する知識の普及、理解の増進その他の郷土に対する誇りと愛着の醸成等に必要な施策を講ずるものとする。

第3節 観光旅行を促進するための環境の整備

(観光地における良好な景観の形成)

第17条 県は、観光地における良好な景観の形成を図るため、市町が行う景観づくりの取組に対する支援等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行者の利便の増進)

第18条 県は、観光旅行者の利便の増進を図るため、高齢者、障がい者その他特に配慮を要する観光旅行者が円滑に利用できる旅行関連施設及び公共施設の整備の促進並びにこれらの利便性の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

(観光旅行の安全の確保)

第19条 県は、観光旅行の安全の確保を図るため、観光旅行における事故の発生の防止、観光地における事故、災害等の発生の状況に関する情報の提供等に必要な施策を講ずるものとする。

(交通基盤の構築)

第20条 県は、観光旅行者の移動の円滑化に資する交通基盤の構築を図るため、観光に関する交通施設の整備の促進及び交通の利便性の向上等に必要な施策を講ずるものとする。

第4章 観光の振興に関する施策の推進

(基本計画)

第21条 知事は、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光の振興に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - (1) 観光の振興に関する基本的な方針
 - (2) 観光の振興に関する主要な目標
 - (3) 観光の振興に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、観光の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 知事は、毎年1回、基本計画に基づく施策の実施状況について公表しなければならない。
- 6 第3項及び第4項の規定は、基本計画の基本的な方針及び主要な目標の変更について準用する。

(観光に関する統計の整備)

第22条 県は、市町、事業者及び関係団体と連携して、観光に関する情報の収集、動向の調査及び分析等を行い、観光に関する統計の整備を図るとともに、その成果を市町及び県民等に公表するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第23条 県は、市町及び県民等と円滑な連携及び協働を図り、観光の振興に関する施策を推進するために必要な体制を整備するものとする。

(財政上の措置)

第24条 県は、観光の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第5章 三重県観光審議会

(設置)

第25条 本県の観光に関する重要な事項その他の知事が必要と認める事項について、知事の諮問に応じ調査審議するため、知事の附属機関として、三重県観光審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(組織)

第26条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は10分の4を下回らないものとする。ただし、知事がやむを得ない事情があると認めた場合は、この限りでない。

(委員)

第27条 委員は、学識経験を有する者その他の知事が適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第28条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

(会議)

第29条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第30条 審議会の庶務は、農水商工部において処理する。

(委任)

第31条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 三重県観光事業推進審議会設置条例（昭和34年三重県条例第25条）は、廃止する。

■ 三重県観光の現状（三重県観光のSWOT分析）

強み (Strengths) <ul style="list-style-type: none"> ● 伊勢神宮、熊野古道、海女、忍者、松阪牛等、世界に誇る一級の観光資源 ● 近年の県内各地における観光魅力の創出等の取組強化 ● 中京圏、関西圏の二つの人口密集地に近接 ● 〈三重の観光プロデューサーのノウハウと、三重県観光販売システムの機能の組み合わせによる〉三重県独自の集客システムの構築 	弱み (Weaknesses) <ul style="list-style-type: none"> ● 本県の知名度・認知度の低さ ● おもてなしの主体的な役割を担う観光人材の不足 ● 十分とは言えない外国人観光客の受入体制 ● 近年の観光客満足度の低迷
機会 (Opportunities) <ul style="list-style-type: none"> ● 式年遷宮をきっかけとして全国から集まる本県への注目 ● 中国を中心とした外国人観光客の増加 ● 国を挙げての観光立国に向けた取組の強化 ● インターネットの普及による情報提供機会の増大 	脅威 (Threats) <ul style="list-style-type: none"> ● 国内における人口減少社会の到来 ● 経済不況、東日本大震災等による観光需要の減退 ● 国内の宿泊観光旅行回数、宿泊客数の減少 ● 国内外で展開される観光地間競争の激化

■ 多様な主体からの期待

県民 【県民が評価する三重県観光のイメージ】 第1位 自然や風景が素晴らしい 第2位 おいしい食べ物がある 第3位 歴史や文化が素晴らしい 【今後の三重県観光に期待すること】 第1位 三重県産の食材を生かした食の魅力づくり 第2位 県産品のブランド力を生かした土産や特産品づくり 第3位 地域の観光資源を生かした観光地づくり <small>H22県民・事業者等アンケート(1,189人)</small>	市町 ・観光に取り組む人材の育成 ・市町間・地域間における広域連携 ・地域資源の魅力を生かした観光商品づくり <small>H22県と市町との地域づくり連携・協働協議会 協議事項</small>
事業者・関係団体 【今後の三重県観光に期待すること】 第1位 ホームページやパンフレットを活用した観光情報の発信 第2位 キャンペーンやイベントによる新たなイメージづくり 第3位 道路や町並みの整備、景観づくりなどの基盤整備 <small>H22県民・事業者等アンケート(154事業者・団体)</small>	国内観光客 【個別満足度（上位3項目）】 第1位 景観・雰囲気(自然) 第2位 宿泊施設(食事の質) 第3位 景観・雰囲気(まちなみ) 第3位 観光施設(施設・体験の内容) 【個別満足度（下位3項目）】 第1位 費用負担 第2位 情報・案内 第3位 地域住民のおもてなし <small>H22観光客実態調査(3,209人)</small>
外国人観光客 【不便に感じたこと】 第1位 標識等(多言語表記) 第2位 交通(乗り継ぎ等) 第3位 言葉 <small>H22外国人観光客実態調査(3,043人)</small>	

■ 計画の位置づけ

三重県観光振興条例（仮称）に基づき、観光振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画

■ 計画期間

概ね10年先を見据えつつ、平成24年度から平成27年度までの4年間

■ 10年後にめざすべき姿

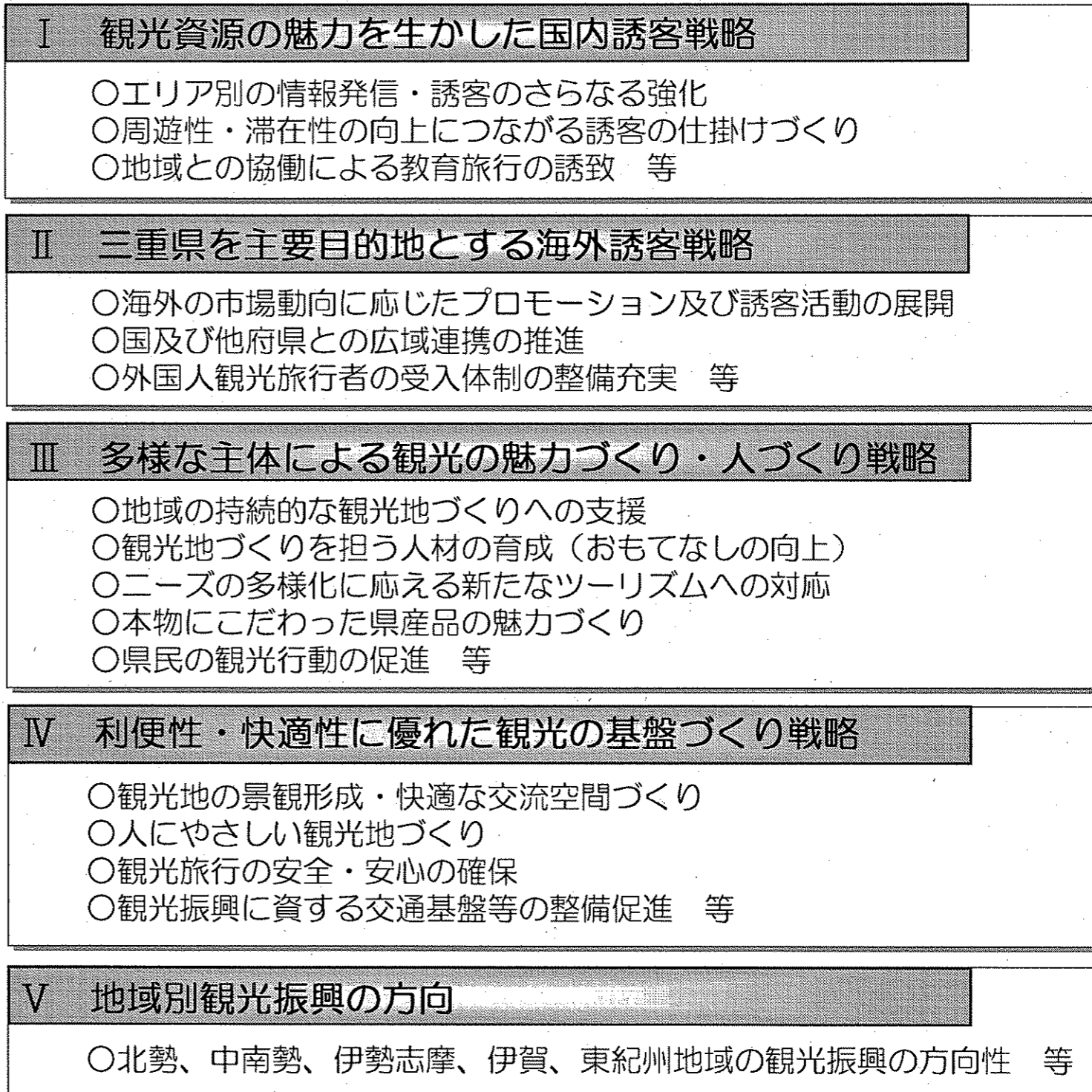
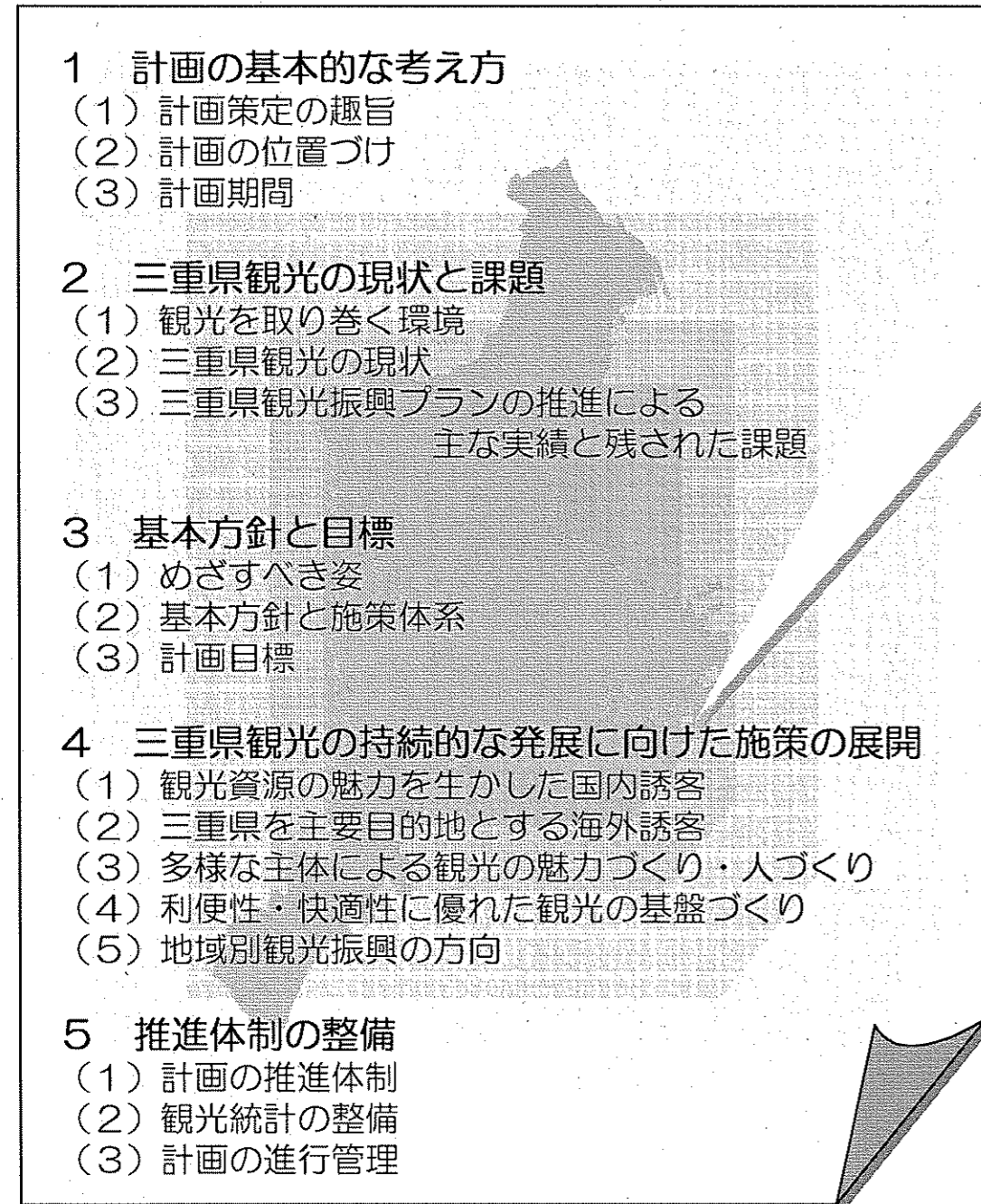
- 県、市町、県民、事業者、関係団体の相互連携が確保されていること
- 観光資源の魅力を最大限に活用して国内外からの誘客が図られていること
- 地域における創意工夫を生かした主体的な取組が尊重されていること
- 県内の観光資源を一層充実させ、かつ、その継承が図られていること
- 観光旅行者の満足度の向上が図られていること
- 地域の生活環境の保全と観光振興のための環境整備との調和が図られていること

■ 計画目標（案）

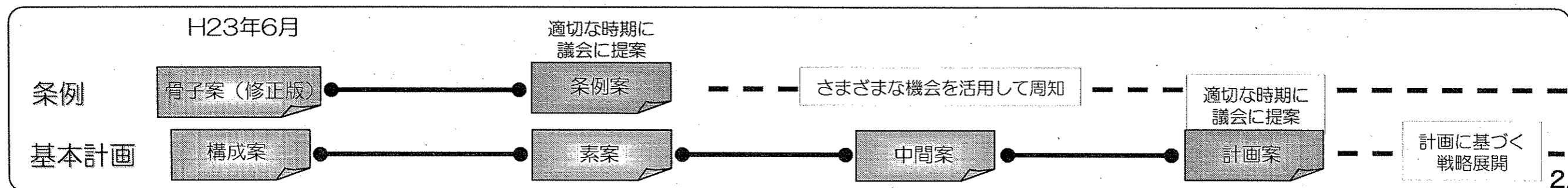
項目	項目の説明	現状値	目標値 (平成27年度)
観光レクリエーション入込客数	県内の観光地を訪れた人数を、全国観光統計基準に基づき集計した推計値 【三重県「観光レクリエーション入込客数推計書」】	3,562万人 (平成22年)	
延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	530万人 (平成22年速報値)	「今年度、策定される新しい県政ビジョン」の整合性も図りながら検討
外国人延べ宿泊者数	県内の宿泊施設における宿泊者数のうち外国人宿泊者数 【観光庁「宿泊旅行統計調査」】	78,810人 (平成22年速報値)	
観光ホームページのページビュー数	ホームページ「観光三重」のページビュー数（携帯サイト含む） 【三重県観光・交流室調べ】	21,126千件 (平成22年度)	
リピート意向率	当該地域を再び訪れたいと回答した観光客の割合（7段階評価の上位2段階） 【三重県「観光客実態調査」】	75.7% (平成22年度)	
観光客満足度評点	県内の観光地を訪れた観光客の満足度を100点満点に換算した数値 【三重県「観光客実態調査」】	81.1点 (平成22年度)	
観光消費額	観光客が支出した交通費、宿泊費、飲食費、買物費、その他費用の合計を集計した推計値 【三重県観光・交流室調べ】	5,125億円 (平成21年度)	1

三重県観光振興基本計画（仮称）の主な構成案（2/2）

■ 計画の構成（案）

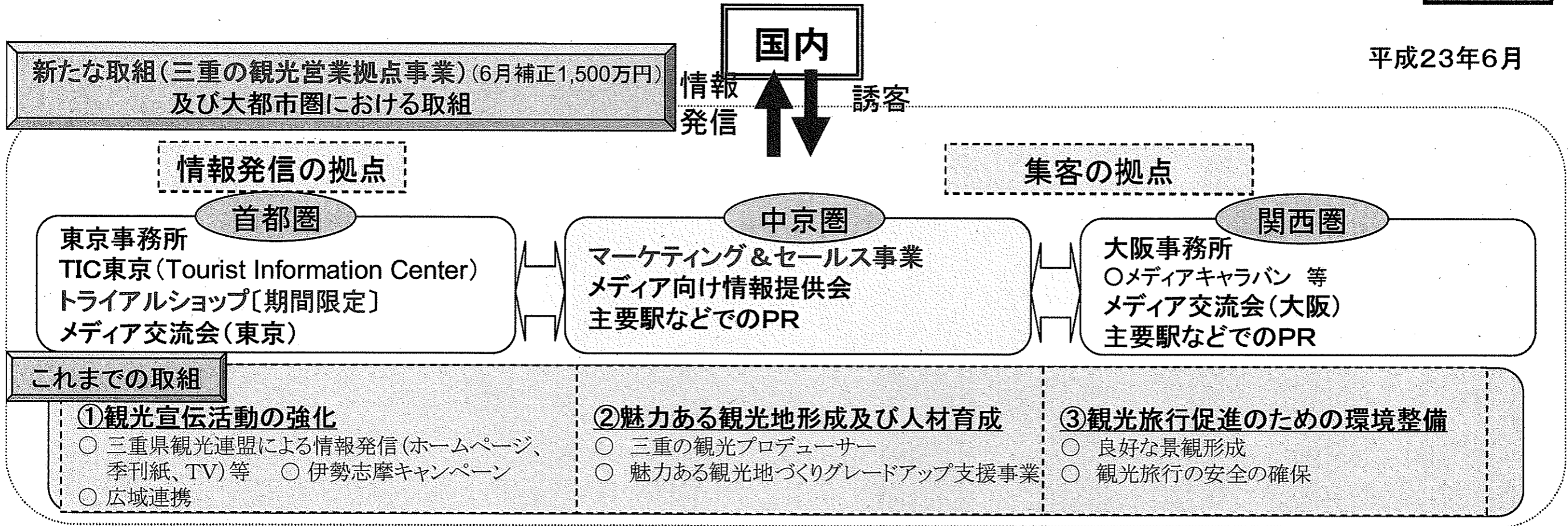


■ 今後の予定



三重県観光の情報発信・誘客のしくみ

平成23年6月



三重の観光営業拠点事業

☆三重の観光営業拠点事業は、「食」等の物産と連携した地域企画型(着地型)旅行商品の流通支援、観光・県産品の情報発信等により、観光客の来訪、周遊、消費拡大を図るものである。

【三重の観光営業拠点事業・事業費内訳】(案)

	H23年度(必要額)	H24年度以降の見込み
全体事業費	約4,380万円	約4,260万円
県	1,500万円	1,500万円
市町等	1,500万円	1,500万円
受託事業者	約1,380万円	約1,260万円

※H24年度以降の事業費については、H23年度の成果をみて検討

【マーケティング&セールス事業】
※観光・物産のプロフェッショナルとしてのBtoBアプローチ/営業担当(仕掛人)の設置

旅行会社等事業者向け
(発地側 首都圏・関西圏等)
○高付加価値化した地域企画型(着地型)旅行商品のセールス
○継続的な事業展開と継続的な旅行商品の受注・運営管理センター機能

県内各地域(県・市町・観光事業者等)向け
(着地側)
○消費者ニーズにあわせた地域資源(観光素材・物産等)の磨き上げ、流通支援・生産拡大に係る指導・助言
○「おもてなし(サービス)向上」コンサルティング機能

三重の観光営業拠点運営協議会(仮称)
(県・市町・観光連盟等で構成)からの委託

【期間限定トライアルショップ】
※消費者に対するBtoCアプローチ/話題性の提供

大都市圏での情報発信(観光・物産)
○旅行者ニーズ把握のためのサンプリング機能
○カフェ
○観光PR(DVD・ポスター・パンフレット)
○物産PR(陳列・販売)

H23年度は首都圏での期間限定トライアルショップ展開

【レイアウトイメージ】

観光情報の提供	DVDポスター
地域企画型(着地型)旅行商品の紹介	カフェ
県産品のPR販売	
カフェテラス	